

『第3期高知県国民健康保険運営方針(案)』の意見公募結果

【意見公募期間】: 令和5年10月30日から11月28日まで。

【意見等の件数】: 1名から3件。

No.	該当ページ	ご意見	ご意見に対する回答
1	P3	知事と県内市町村長とで合意しました。 宿毛市国民健康保険条例施行規則では、国民健康保険事業の運営について重要と認める事項について、「市長は必要があるときは、協議会に諮問する」とありながら諮問されなかった。 これほど重要な案件でありながら、必要がないと判断された理由をお聞かせ願いたい。	いただいたご意見は宿毛市へ情報共有いたします。
2	P22	県内のどの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料」 それであるならば、保険者を市町村から県に移管すべき。	県が保険者になるべきとのというご意見につきましては、平成30年度の国民健康保険法の改正に伴い、県も財政運営の責任主体として市町村とともに保険者となりました。
3	P25	(2)医療費指数反映係数(α)について $\alpha=0$ とします。 反対です。そもそも保険料水準の統一に反対です。理由は、健全な保険事業を運営している自治体と、していない自治体を負担のみ統一することは、健全な保険者が不健全な保険者をカバーすることになり、結果のみの平等に対して被保険者の理解が得られないと考えるからです。 スケールメリットを主張されるならば、県が保険者になるべきです。	人口減少が進み、国保の財政運営が不安定になるリスクの高い保険者が、今後ますます増加していくことが見込まれている中、県内国保を将来にわたって、安定的、公平に運営していくためには、保険料水準を統一し、県全体で支え合う仕組みに転換することが必要であると考えています。 被保険者の皆さまが安心して医療を受けられる環境を整える取組としてご理解をいただきたいと存じます。